

福島市公告第260号

## プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

福島市東部学校給食センター調理業務委託業者を選定するため、下記により技術提案書の提出を招請します。

令和4年9月6日

福島市長 木 幡 浩

### 記

#### 1. プロポーザルの名称

福島市東部学校給食センター調理業務委託業者選定プロポーザル

#### 2. プロポーザルの概要

##### (1) 目的

民間企業の技術力や経営感覚を導入してより効率的なセンターの運営を行うため、平成27年度より8年間福島市東部学校給食センターの調理業務を民間企業へ委託してきた。

引き続き、現在提供している給食の質を維持するためには、本事業への深い理解や同様業務の経験等が非常に重要であることから、公募型プロポーザル方式で選定するものである。

##### (2) 対象施設

施設名	福島市東部学校給食センター
所在地	福島市岡部字根深5番地の1
建設年月日	平成7年4月1日
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建て
延床面積	1,668㎡
調理予定食数	約2,600食/日(令和5年度)
システム	ドライシステム
受配校	7校(小学校1校、中学校6校)※令和7年度より小学校2校追加予定あり

### (3) 業務内容

- ①作業前の安全点検
- ②食材の検収補助業務、保管業務
- ③調理業務
- ④原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務
- ⑤配缶業務
- ⑥食器、食缶、調理用具等の洗浄・消毒保管業務
- ⑦残さい等の計量及び処理業務
- ⑧施設・設備の清掃及び安全点検と記録業務
- ⑨使用物品の管理業務
- ⑩調理場の清掃業務
- ⑪衛生管理業務
- ⑫ボイラー運転管理業務
- ⑬その他前各号に附帯する業務

(参考) 本件委託業務に含まれない業務

- ・ 献立作成業務 ・ 食材調達業務 ・ 配送、回収業務 ・ 廃棄物回収業務
- ・ 給食費徴収業務 ・ 施設設備等保守点検維持管理業務

### (4) 事業年度

令和5年度～令和9年度

### (5) 概算事業費

約269,500千円

- ・ 令和5年度から令和9年度までの5カ年、消費税及び地方消費税を含む。
- ・ 追加を予定している受配校2校に関する費用を除く。

## 3. 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

- (1) 福島市教育委員会教育施設管理課（発注課） TEL 024-525-3706
- (2) 福島市財務部契約検査課（質疑・技術提案書等提出先） TEL 024-525-3705

## 4. 参加資格要件

福島市東部学校給食センター調理業務委託業者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加要件は、次に掲げる全ての要件に該当し、福島市の参加資格審査においてその資格を認められたものとする。

- (1) 令和4年度福島市業務委託有資格業者名簿に登載されている者であること。
- (2) 平成24年以降、学校給食共同調理場施設1施設の調理食数1日あたり2,500食以上の調理業務の受託実績を5年以上有し、現在も履行していること。

- (3) 過去3年間以内に学校給食調理業務において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 参加表明書の提出時において福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申し立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 現地見学会に参加した事業者であること。

## 5. 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。なお、応募予定の事業者は必ず参加すること。

- (1) 開催日時 令和4年9月14日（水）から9月16日（金）  
各日午後3時～午後5時のうち福島市の指定する時間
- (2) 会場 福島市東部学校給食センター 2階 会議室  
所在地 福島市岡部字根深5番地の1
- (3) 留意事項
  - ①見学会参加希望者は、令和4年9月15日（木）午後4時までに、別紙 福島市東部学校給食センター調理業務委託業者選定プロポーザル現地見学会申込書に事業者名、参加者氏名を記入し財務部契約検査課まで FAX にて申込すること。  
FAX 番号 024-536-1876 財務部契約検査課  
なお、申込の翌日（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに、FAX にて各事業者へ見学会の時間を通知する。
  - ②見学会では質問の受付はしないので、質問がある場合は参加表明に関する質問書（様式3）・技術提案に関する質問書（様式3-2）により、指定された期間に質問すること。また、会場では、市の指示に従うこと。
  - ③参加人数は、1事業者につき2名までとする。
  - ④調理現場の見学希望者は、1ヶ月以内の検便（赤痢菌、腸チフス、パラチフス、サルモネラ菌、病原性大腸菌）の検査結果（または写し）を見学会当日に提出すること。検査結果に会社名が記載されている場合は、マスキング等をして会社名がわからないようにすること。また、清潔な衣服（白衣、マスク及び帽子）、調理用靴等を用意すること。
  - ⑤当日は施設設備の現地見学のみで実施要項等の説明等は行わない。また、会場での

実施要項等の配布は行わないので各自持参すること。

⑥開催日時以外の現地見学会は行わない。また、現地見学会に出席のない事業者は本プロポーザルには参加できないので注意すること。

## 6. 参加表明に関する説明書（技術提案書作成要領等）の交付

### (1) 交付期間

令和4年9月6日（火）から令和4年9月21日（水）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

財務部契約検査課での交付は午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

### (2) 交付場所

財務部契約検査課または福島市ホームページ

### (3) 交付方法

技術提案書作成要領及び関係資料を1者に一部交付する。

福島市ホームページからのダウンロードも可能とする。

## 7. 参加表明書提出期間並びに提出場所及び提出方法

### (1) 提出書類

①参加表明書（様式1）

②事業所の資格要件（様式1-2）

③事業所の業務実績（様式1-3）

④実績として（様式1-3）に記載した業務の契約書・仕様書の写し

### (2) 提出期間

令和4年9月6日（火）から令和4年9月28日（水）まで

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

### (3) 提出場所

財務部契約検査課

### (4) 提出方法

提出期間内に、財務部契約検査課に持参すること。郵送等による提出は認めない。

### (5) 提出部数

各1部

## 8. 参加表明に係る質問書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

### (1) 提出期間

令和4年9月6日（火）から令和4年9月21日（水）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

受付は午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出場所

財務部契約検査課

(3) 提出方法

参加表明に関して質問がある場合は、質問書(様式3)を作成し FAX により送信すること。

FAX 番号 024-536-1876 財務部契約検査課

なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

令和4年9月27日(火)までに福島市ホームページにて、回答を掲載する。

9. 参加資格の審査及び結果の通知

参加表明書の審査は、競争入札参加資格審査委員会が行う。

参加表明書を「4. 参加資格要件」により審査し、その結果を令和4年10月3日(月)に通知する。

様式1-3に記載された内容については技術提案書を特定する場合の評価項目に加えることとする。

10. 技術提案書の提出日並びに提出場所及び提出方法

(1) 提出書類

①技術提案書(様式2)

②技術提案説明書(様式2-2)

③見積書(令和5年度~令和9年度における7校分)(様式2-3)

④別紙(様式2-3関係) 見積内訳書

(令和5年度~令和9年度までのものそれぞれ1部)

⑤見積書(令和7年度~令和9年度における2校分)(様式2-3-2)

⑥別紙(様式2-3-2関係) 見積内訳書

(令和7年度~令和9年度までのものそれぞれ1部)

⑦業務責任者主要実績表(様式2-4)

⑧業務責任者の保有資格の免許証の写し

⑨実績として(様式2-4)に記載した業務の契約書・仕様書の写し

(2) 提出日

令和4年10月18日(火) 1日間のみ

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

- (3) 提出場所  
財務部契約検査課
- (4) 提出方法  
提出期間内に、財務部契約検査課に持参すること。郵送等による提出は認めない。  
また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出部数  
提出書類は全て1部ずつとする。ただし、技術提案説明書（様式2-2）については10部とする。

#### 1 1. 技術提案書作成に伴う質問書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出期間  
令和4年10月3日（月）から令和4年10月11日（火）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）  
受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。
- (2) 提出場所  
財務部契約検査課
- (3) 提出方法  
技術提案書作成に関して質問がある場合は、質問書（様式3-2）を作成し、FAXにより送信すること。  
FAX 番号 024-536-1876 財務部契約検査課  
なお、電話または口頭による質問は受け付けない。
- (4) 回答方法  
令和4年10月14日（金）までに福島市ホームページにて回答を掲載する。

#### 1 2. 技術提案書の審査方法

- (1) 審査方法  
審査は福島市東部学校給食センター調理業務委託業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、技術提案書提出者の本事業に対する理解度並びに取組み意欲及び別紙特定基準に基づく評価事項等により最優秀者及び次点者を選定する。  
なお、一次審査及び二次審査（ヒアリングを含む。）において事業者名は伏せて審査を行うものとする。
- (2) 一次審査  
審査委員会は、提案書及び参加表明の際に提出された書類等を審査し、各審査委員持票3票により選出し、その合計票に基づき第二次審査要請者の3者程度を選定する。  
なお、合計票が同数となった場合には、審査委員会において、優劣を決する投票を実施し、その投票数の多い順に選定する。

### (3) 二次審査

第二次審査要請者に対して審査委員会のヒアリングを公開で実施し、提案内容について別紙特定基準に基づいて各審査委員が採点し審査を行い、その合計点数により最優秀者及び次点者を選定する。ヒアリング実施者には参加報酬（報償費）として1者につき、それぞれ3万円を支払う。

### 13. 審査委員

#### ○学識経験者

福島学院大学短期大学部食物栄養学科 講師 佐藤 る美子

#### ○関係学校長

福島市立南向台小学校 校長 栗城 敏彦

#### ○保護者代表

福島市立福島第三中学校 父母と教師の会 副会長 梅宮 宏美

#### ○調理現場管理者代表

福島市東部学校給食センター 栄養教諭 渡邊 共子

#### ○施設管理者代表

福島市東部学校給食センター 所長 渡邊 敏勝

#### ○所管部長

教育部長 三浦 裕治

### 14. 費用負担

参加表明書及び技術提案書の作成に係る費用は提出者の負担とする。

### 15. 選定後の業務内容

福島市は、最優秀となった者と福島市東部学校給食センター調理業務の契約交渉を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は次点者との交渉を行うものとする。

#### (1) 業務名

福島市東部学校給食センター調理業務委託

#### (2) 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、契約日から令和5年3月31日までを業務委託の準備期間とする。

#### (3) 業務内容

①作業前の安全点検

②食材の検収補助業務、保管業務

③調理業務

④原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務

- ⑤配缶業務
- ⑥食器、食缶、調理用具等の洗浄・消毒保管業務
- ⑦残さい等の計量及び処理業務
- ⑧施設・設備の清掃及び安全点検と記録業務
- ⑨使用物品の管理業務
- ⑩調理場の清掃業務
- ⑪衛生管理業務
- ⑫ボイラー運転管理業務
- ⑬その他前各号に附帯する業務

(4) 連帯保証人

委託契約締結時に仕様書で定める要件を満たす連帯保証人を確保すること。

(5) その他

プロポーザルは業務適格者を選定するものであることから、具体的な作業は技術提案書に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施することとする。

受配校については、令和7年度より小学校2校を追加予定しているため、年度ごとに見込まれる追加費用及び内訳の提案を求めることとする。なお、受配校が追加される年度の前年度において前記提案に基づき、契約を締結する。

業務委託契約金額は、仕様内容を大幅に変更しない限り、技術提案書とともに提出された見積書（令和5年度～令和9年度における7校分）（様式2-3）に記載された金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を超えないものとする。なお、受配校が2校追加する場合の業務委託契約金額についても、提出された見積書（令和7年度～令和9年度における2校分）（様式2-3-2）に基づき同様の取り扱いとする。

16. その他事項

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 連帯保証人の要否 要
- (4) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (5) プロポーザル審査関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。
- (6) 技術提案書作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (7) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。ただし、最優秀者の技術提案書（見積書（様式2-3）、見積書（様式2-3-2）、見積内訳書（様式2-3関係）、及び見積内訳書（様式2-3-2関係）を除く）に限り公表するものとする。

- (8) 参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (9) 参加表明者及び第二次審査要請者、最終結果（最優秀者、次点者）、二次審査結果（事業者名は伏せる・評価点など）、審査講評は原則として公表する。なお、参加資格者が1者の場合、参加表明者及び第二次審査要請者は非公表とする。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の業務責任者は、参加表明書及び技術提案書提出後並びに契約期間中においても、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務責任者であるとの福島市の了解を得なければならない。
- (11) 公開ヒアリングを実施する場合は、原則としてヒアリング参加者の技術提案書について、写真等の撮影を禁止の上、一般聴講者に開示を行う。